議案第99号　説明資料

幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例（第１条関係）該当部分　新旧対照表

現　　行　　条　　例	改　　正　　条　　例
○幕別町議会議員の期末手当に関する条例 （昭和32年12月26日　条例第27号） 第１条　　略 （期末手当の額及び支給日） 第２条　議員の期末手当は、６月１日及び12月１日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に支給する。これらの基準日前１月以内に辞職、死亡又は議会の解散により議員の職を離れた者についても同様とする。 ２　前項の期末手当の額は、基準日現在（議員の職を離れた者については、その離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に100分の232.5を乗じて得た額とする。 ３　前項の期末手当の支給日は、一般職の職員の例による。 第３条　　略	○幕別町議会議員の期末手当に関する条例 （昭和32年12月26日　条例第27号） 第１条　　略 （期末手当の額及び支給日） 第２条　議員の期末手当は、６月１日及び12月１日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に支給する。これらの基準日前１月以内に辞職、死亡又は議会の解散により議員の職を離れた者についても同様とする。 ２　前項の期末手当の額は、基準日現在（議員の職を離れた者については、その離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に、６月に支給する場合には100分の232.5、12月に支給する場合には100分の237.5を乗じて得た額とする。 ３　前項の期末手当の支給日は、一般職の職員の例による。 第３条　　略

幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例（第２条関係）該当部分　新旧対照表

現　　行　　条　　例	改　　正　　条　　例
○幕別町議会議員の期末手当に関する条例 （昭和32年12月26日　条例第27号） 第１条　　略 （期末手当の額及び支給日） 第２条　議員の期末手当は、６月１日及び12月１日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に支給する。これらの基準日前１月以内に辞職、死亡又は議会の解散により議員の職を離れた者についても同様とする。 ２　前項の期末手当の額は、基準日現在（議員の職を離れた者については、その離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に、６月に支給する場合には100分の232.5、12月に支給する場合には100分の237.5を乗じて得た額とする。 ３　前項の期末手当の支給日は、一般職の職員の例による。 第３条　　略	○幕別町議会議員の期末手当に関する条例 （昭和32年12月26日　条例第27号） 第１条　　略 （期末手当の額及び支給日） 第２条　議員の期末手当は、６月１日及び12月１日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に支給する。これらの基準日前１月以内に辞職、死亡又は議会の解散により議員の職を離れた者についても同様とする。 ２　前項の期末手当の額は、基準日現在（議員の職を離れた者については、その離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に100分の235を乗じて得た額とする。 ３　前項の期末手当の支給日は、一般職の職員の例による。 第３条　　略